

議案第 3 号

里庄町空家等対策協議会条例の制定について

里庄町空家等対策協議会条例を別紙のとおり定める。

令和 3 年 3 月 5 日提出

里庄町長 加藤 泰久

(提案理由)

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）第 7 条第 1 項の規定により、空家等対策計画の作成及び変更並びに空家等対策の実施について協議する、里庄町空家等対策協議会を設置するための条例を定める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

里庄町空家等対策協議会条例

(設置)

第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第7条第1項の規定により、里庄町空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(所掌事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 法第6条第1項に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関すること。
- (2) 空家等が特定空家等に該当するか否かの判断に関すること。
- (3) 空家等の調査及び特定空家等と認められるものに対する立入調査の方針に関すること。
- (4) 特定空家等に対する措置の方針に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、空家等の対策に関し必要な事項。

(組織)

第4条 協議会は、協議会の委員（以下「委員」という。）8人以内をもって組織する。

2 委員は、町長のほか、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 地域住民
- (2) 町議会議員
- (3) 法務、不動産、建築、福祉等の学識経験者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める者

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 副会長は、委員の互選により定める。
- 4 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことはできない。
- 3 協議会の議事において、議決をする必要があるときは、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 協議会は、必要があると認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第7条 協議会に会長が指名する委員をもって構成する専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会は、協議会から付託された事項の調査及び審議を行う。

3 部会に、部会長及び副部会長を置く。

4 部会長及び副部会長は、会長が指名する。

5 会議は、部会長が必要と認めたときにこれを招集する。

6 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。

7 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(守秘義務)

第8条 協議会の委員、専門部会の委員及び会議に出席を求められた者は、正当な理由なく協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第9条 協議会及び部会の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 36 年里庄町条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

別表都市計画審議会委員の項の次に次のように加える。

| | | |
|------------|----|---------|
| 空家等対策協議会委員 | 日額 | 5,000 円 |
|------------|----|---------|